



# 新型コロナウイルス感染症に不安をかかえる妊婦の方へ



不安をかかえる妊婦がかかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合、分娩前にPCR検査等を受けるための費用を助成します。

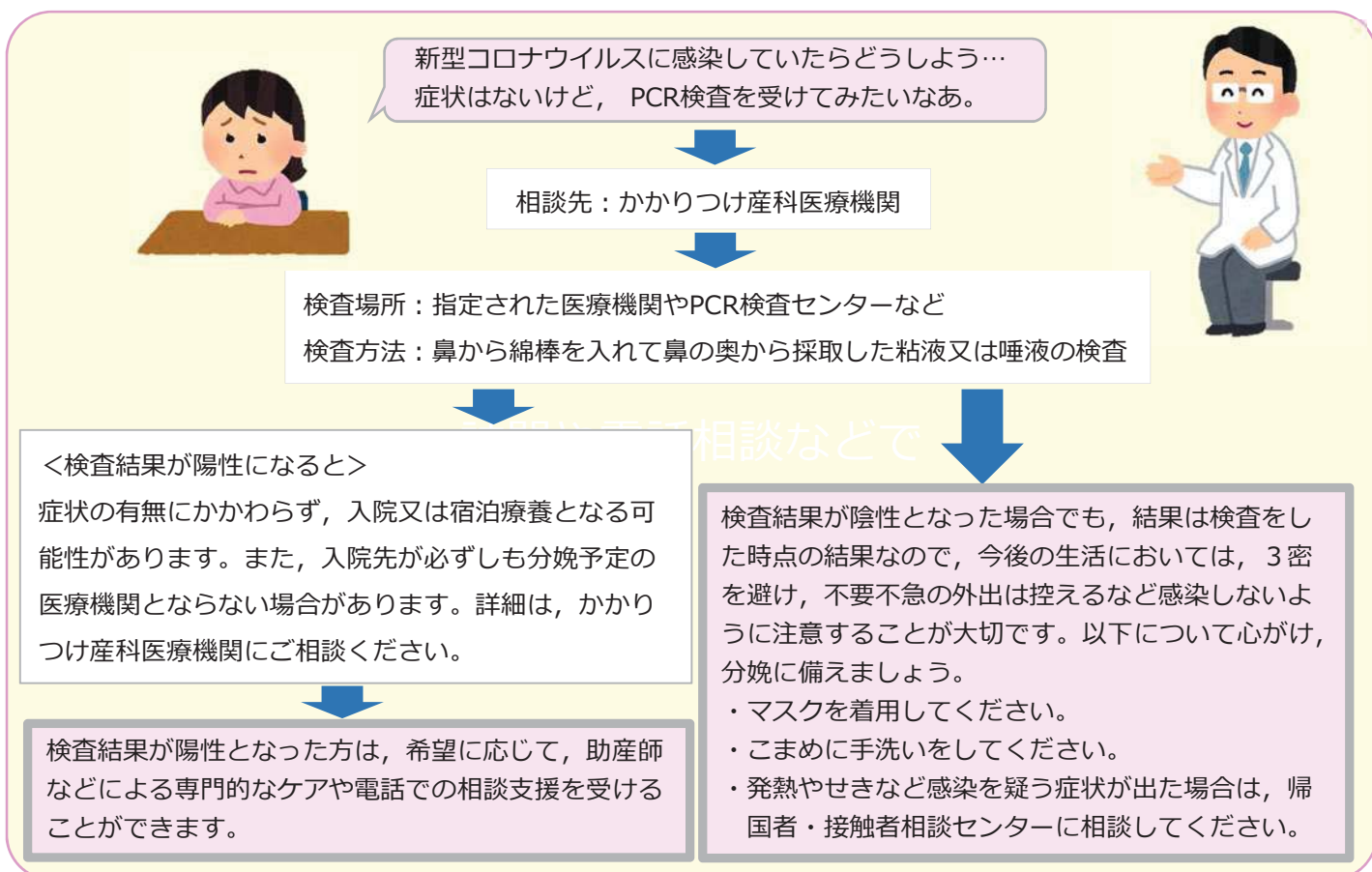
検査を希望する場合は、かかりつけ産科医療機関に御相談ください。

対象（以下の全てにあてはまる方）	相談先
<ul style="list-style-type: none"> <li>・分娩予定日が概ね2週間以内の妊婦の方</li> <li>・発熱などの感染を疑う症状がない方</li> </ul>	妊婦健診を受けているかかりつけ産科医療機関

※ 検査開始日 令和2年10月1日（木曜日）

※ 発熱などの症状のある方や無症状でも医師より検査が必要と判断された方は、帰国者・接触者外来相談センターなどに相談ください。感染症法に基づく検査（行政検査）等を受けていただくこととなります。

## ■検査までのフローチャート



ウイルス検査の実施にあたっては、下記内容をご覧になり、かかりつけ産科医療機関にご相談ください。

・検査の性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること（偽陰性）や、ごくまれに感染していないのに結果が陽性になること（偽陽性）があります。

＜検査結果が陽性（偽陽性を含む）となった場合＞

- ・症状の有無にかかわらず、入院又は宿泊療養となる可能性があります。
- ・症状の有無にかかわらず、入院先が必ずしも分娩予定の医療機関とならない場合があります。また、分娩方法等が変更される（帝王切開や計画分娩等）可能性があります。
- ・症状の有無にかかわらず、感染拡大防止の観点から入院中の面会および分娩時の立ち会いが制限される場合があります。また、分娩後の一定期間、母子分離（お母さんと赤ちゃんが別室での管理となり、赤ちゃんに触れたり、授乳することができない）となる可能性があります。
- ・本検査結果等につきましては、住民票のある自治体に提供させていただく場合があります。